

広島県緑化センター ポスター掲示、チラシ等配架に関する規定

1. 掲示、配架できる団体に関する基準

緑化センターに掲示、または配架できるポスターやチラシ等は、緑化センターの事業に係るものとし、下記のいずれかに該当する団体に限る。ただし、所内会議において特別に認められた団体や個人はこの限りでない。

- 1) 行政（広島県、広島市など）
- 2) 緑化関連団体（広島県みどり推進機構、日本緑化センターなど）
- 3) 企業の森連携団体（マツダ、山根木材など）
- 4) マスメディア関係（広島県観光連盟、中国新聞など）
- 5) 学校関係（広島大学、〇〇小学校など）
- 6) ボランティア団体（ふれあい湧、里山V、広島市里山整備士会など）
- 7) 地元団体（福田老年会、福田公民館など）
- 8) 同種施設・文化施設（広島県中央森林公園、広島市植物公園など）
- 9) その他団体（三菱UFJ環境財団、イズミ、広島きのこ同好会）

団体の具体例を4ページに示す。

ただし、上記に該当する場合でも、下記のものとは掲示、配架することができない。

- 1) 発行者の連絡先（団体名、所在地、電話番号等）の記載がないもの
- 2) 法令等に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- 3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- 4) 人権を侵害するおそれのある表現が含まれるもの
- 5) 宗教活動または政治活動を目的とするもの

上記の掲示、または配架基準を満たす場合においても、緑化センターの繁忙期等において、緑化センターが掲示するポスターで掲示スペースが不十分な時、または緑化センターが配布するチラシ等で配架スペースが十分に確保することができない場合はお断りすることがある。同様に、ポスター掲示やチラシ配架期間中であっても、緑化センターの都合で撤去する場合もある。

2. 掲示できる場所

ポスターを掲示できる場所は以下のとおりとする。

- 1) 常設掲示板 4 か所（公園入口、第 4 駐車場前、レストハウス前、第 5 駐車場）
 - 2) 建物内掲示板 4 か所（管理事務所、学習展示館、レストハウス、緑の相談所）
- 上記以外で掲示しようとする場合には、所長の決裁を必要とする。

3. 配架できる場所

チラシ等を配架できる場所は以下のとおりとする。

- 1) 管理事務所玄関内の配架ラック、および配架テーブル
- 2) 学習展示館内の配架ラック、および配架テーブル
- 3) レストハウス内の配架ラック、および配架テーブル

上記以外で配架しようとする場合には、所長の決裁を必要とする。

4. ポスターやチラシ等の大きさに関する基準

- 1) 掲示するポスターの大きさは A2 サイズ以下のものに限る
- 2) 配架するチラシ等の大きさは A4 サイズ以下（折りたたむことにより配架時に A4 サイズ以下となるものも含む）のものに限る

5. 掲示、配架できる期間

イベント等の開催日が定められている掲示物やチラシ等は、そのイベントが開催される 3 か月前から掲示、または配架できるものとする。これ以外の掲示物やチラシ等は、掲示または配架した日から 3 か月間を掲示、または配架できる期間とする。

掲示、または配架期限が過ぎたものは、原則として申請した団体のものが、できるだけ速やかにこれを撤去しなければならない。

6. 許可申請

はじめてポスターを掲示、またはチラシ等を配架することを希望する団体は、掲示物、またはチラシ等を添えて、掲示・配架に関する許可申請書を提出しなければならない。

附則

本規定は令和 7 年 2 月 1 日より適用する。

様式

広島県緑化センター内へのポスター掲示・資料配架依頼書

年 月 日

広島県緑化センター 管理事務所 所長 様

申請者

団体名 _____

代表者氏名 _____

団体の所在地 _____

団体の連絡先（電話番号等） _____

担当者氏名 _____

このことについて、広島県緑化センターポスターが定める掲示、チラシ等配架に関する規定を遵守し、下記資料の掲示・配架を依頼します。

記

1. 資料名 _____

2. 種別 _____ ポスター掲示 ・ _____ チラシ等配架
いずれかに丸印を記入

3. 部数 _____ 部

4. 掲示・配架期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

5. 団体の活動内容、資料の概要、掲示・配架目的等について

=====

<事務処理用記入欄 この欄は記入しないでください>

受付 _____ 月 _____ 日 (担当 _____)

掲示・配架期間後 連絡する 処分する その他 (_____)

掲示・配架途中で撤去した場合 連絡を希望する